

厚生労働省
北海道労働局発表
令和4年5月31日

【照会先】
北海道労働局職業安定部職業対策課
課長 坂本 恵治
課長補佐 中嶋 健一
(電話) 011-709-2311(内線3681)

雇用調整助成金不正受給の対応を厳格化します

～不正受給は「刑法246条の詐欺罪」等に問われる可能性があります～

北海道労働局（局長 友藤 智朗^{ともふじ としあき}）では、不正受給事案が増加している、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の適正支給に向け、対応の厳格化を図ります。

- ① 不正受給した事業所名・事業主名等を積極的に公表します。
(不正「指南役」の氏名等も公表の対象とすることがあります。)
- ② 事前予告なしの現地調査を実施します。
- ③ 不正受給事業所に対しては、ペナルティ付きの返還を請求します。
- ④ 不正受給対応のため、北海道警察等の捜査機関との連携を強化します。

- 当局の雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の不正受給処分状況
(令和2年2月から令和4年4月まで)
 - 件数 44件
 - 返還命令金額 約3億3千万円

【参考】

- ◎ 雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用維持を図るため休業手当等を支払う場合、その一部を助成する制度で、現在、緊急対応期間として新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主に対して上限額の引き上げ等を含めた特例措置を実施しております。
- ◎ 緊急雇用安定助成金は、雇用調整助成金の対象とならない幅広い労働者の雇用維持を図ることを目的に、雇用調整助成金と同様の枠組みで新設された制度です。